

別紙

家庭用品品質表示法 雑貨工業品品質表示規程（浄水器）に係る表示の標準となるべき事項の変更に関する要請について

I. 変更の要請の背景及び理由

家庭用品品質表示法（以下「家表法」という。）は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者に対し同法施行令で指定された家庭用品について品質に関する表示を適正に行うよう要請し、一般消費者の利益を保護することを目的に制定された法律である。雑貨工業品（浄水器）は同法の表示の対象製品であり、同法に基づく表示すべき事項（表示の標準となるべき事項）は「雑貨工業品品質表示規程（以下「表示規程」という。）」として規定されている。

今般、表示規程で引用している日本産業規格（以下「JIS」という。）S3201（家庭用浄水器試験方法）において、揮発性有機化合物の除去性能試験方法のうち、除去対象物質の一つである1・1・1-トリクロロエタンについて、国際的な環境課題を議論するモントリオール議定書により、オゾン層破壊物質として製造及び輸入が禁止され、国内市場に流通していないことから、当該物質を試験の対象から削除、また、代替物質を用いた揮発性有機化合物の除去性能試験方法（附属書A）の新たな導入等の改正が行われ、令和元年10月21日に公布された。このため、表示規程においてJIS S3201を引用している記述及び測定試験について、現行のJIS規程との整合性を図るための変更を行う必要があると考えられること等から、家表法第三条第四項及び第五項の規定に基づき、当該事項の変更を要請する。

II. 変更の概要

(1) 別表第一（第一条関係）品質に関し表示すべき事項の欄中、七に新たな表示事項を追加

JIS S3201において、回分式浄水器のうち、ろ過した水を貯水タンク等に貯めて使用する浄水器について、ろ過水容量の試験方法が定められている。当該ろ過水容量は、消費者にとって品質を識別するために必要な情報であることから、表示規程に「ろ過水容量（回分式浄水器のうち、ろ過水を貯留するものに限る。）」についての表示事項を新たに追加する（品質に関し表示すべき事項の欄中、七）。

(2) 別表第二（第二条関係）六（四）

別表第二（第二条関係）六（四）は、「使用可能な最小動水圧」の表示について規定したものであるが、JIS S3201でポンプをもつ浄水器について、ポンプが作動するために必要な最低限度の水圧の測定方法が定められていることから、当該項目を表示させるため「ポンプをもつ浄水器」に関する項目を追加する（六（四）ハ）。

(3) 別表第二（第二条関係）六（五）

別表第二（第二条関係）六（五）は、「浄水能力」の表示のうち「除去対象物質に対する除去性能及びろ過能力の試験方法」について規定したものであるが、J I S S 3 2 0 1 の改正により代替物質を用いた揮発性有機化合物の除去性能試験方法（附属書A）が新たに導入されたことに伴い、その試験結果による浄水能力の表示を可能とする。

(4) 別表第二（第二条関係）六（五）ロ

別表第二（第二条関係）六（五）ロは、「浄水能力」の表示のうち「除去対象物質の種類を示す用語」について規定したものであるが、除去対象物質の区分にある揮発性有機化合物のうち「1・1・1-トリクロロエタン」について、モントリオール議定書においてオゾン層破壊物質として製造及び輸入が禁止されたことを受け、削除する。また、総トリハロメタンの用語を用いる場合において参照するJ I Sの項番号を変更する。

(5) 別表第二（第二条関係）六（五）ハ

別表第二（第二条関係）六（五）ハは、「浄水能力」の表示のうち「総ろ過水量」について規定したものであるが、連続式の浄水器だけではなく、全ての浄水器について、濁りを除去していくことによって、ろ材が目詰まりを起こし、ろ過流量が低下する性質があることから、表示規程にある「連続式のものに係る」の文言を削除して、全ての浄水器について、ろ過流量が50%に低下するまでの期間と除去率が80%に低下するまでの期間のいずれか早い方の総ろ過水量を表示するよう変更する。

(6) 別表第二（第二条関係）六に新たな表示事項を追加
前記Ⅱ．（1）と同様（六（七））。

Ⅲ 適用時期等について

（適用期日）

1 この告示は、令和2年10月1日から適用することを予定。

（経過措置）

2. 令和3年9月30日までの間に雑貨工業品（浄水器）の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができることを予定。

（注）経過措置として、施行後1年間の猶予期間を予定。